

医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品の一部を改正する件新旧対照表

○医薬品等副作用被害救済制度の対象とならない医薬品（平成十六年厚生労働省告示第百八十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>一〇八（略）</p> <p>九（二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR ・一S・一R・一三aR・一三bS・一五S・一八S ・二S・二四S・二六R・二八R・二九aS）―二― （二S）―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル〕―三― メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキ サコサヒドロ―一・一五・一八・二一・二四・二八―ト リエポキシ―七・九―エタノ―一・二・一五―メタノ―九H ・一五H―フロ〔三・二―i〕フロ〔二・三、三、五・ 六〕ピラノ〔四・三―b〕〔二・四〕ジオキサシクロペン タコシン―五（四H）―オン（別名エリブリン）、その塩 類及びそれらの製剤</p> <p>十 N―〔三―〕〔五―〕（二―アミノピリミジン―四―イル） ―二―（一・一―ジメチルエチル）―一・三―チアゾール ―四―イル〕―二―フルオロフェニル〕―二・六―ジフル オロベンゼンスルホンアミド（別名ダブラフェニブ）、そ の塩類及びそれらの製剤</p> <p>十一 一―（三R）―三―〔四―アミノ―三―（四―フェ ノキシフェニル）―一H―ピラゾル〕〔三・四―d〕ピリ ミジン―一―イル〕ピペリジン―一―イル〕プロパー―二―</p>	<p>一〇八（略）</p> <p>九（二R・三R・三aS・七R・八aS・九S・一〇aR ・一S・一R・一三aR・一三bS・一五S・一八S ・二S・二四S・二六R・二八R・二九aS）―二― （二S）―三―アミノ―二―ヒドロキシプロピル〕―三― メトキシ―二六―メチル―二〇・二七―ジメチリデンヘキ サコサヒドロ―一・一五・一八・二一・二四・二八―ト リエポキシ―七・九―エタノ―一・二・一五―メタノ―九H ・一五H―フロ〔三・二―i〕フロ〔二・三、三、五・ 六〕ピラノ〔四・三―b〕〔二・四〕ジオキサシクロペン タコシン―五（四H）―オン（別名エリブリン）、その塩 類及びそれらの製剤</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>

エンーオン (別名イブルチニブ) 及びその製剤

十二 四ーアミノーベーターDーアラビノフラノシルー二 (二H)ーピリミジノン 五ー (ナトリウム オクタデシル ホスファート) (別名シタラビン オクホスファート) 及びその製剤

十三〜三十一 (略)

三十二 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤

三十三 塩化ラジウム^(226Ra)及びその製剤

三十四 ー (五ーオキソーLープロリルーLーヒスチジルーLートリプトフィルーLーセリルーLーチロシルーOー第三ブチルーDーセリルーLーロイシルーLーアルギニルーLープロリル)セミカルバジド (別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤

三十五〜四十九 (略)

五十 Nー (三ークロロー四ー) (三ーフルオロベンジル) オキシ」フェニルー六ー」五ー (二ー) (メチルスルホニル) エチル」アミノーメチル) フランーニール」キナゾリンー四ーアミン (別名ラパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

五十一 五ークロローN²ー (五ーメチルー四ー) (ピペリジンー四ーイル)ーニール) (プロパンーニール) オキシ」フェニル」N⁴ー」ニール) (プロパンーニールスルホニル)

十四 四ーアミノーベーターDーアラビノフラノシルー二 (二H)ーピリミジノン 五ー (ナトリウム オクタデシル ホスファート) (別名シタラビン オクホスファート) 及びその製剤

十一〜二十九 (略)

三十 エピルビシン、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

三十一 ー (五ーオキソーLープロリルーLーヒスチジルーLートリプトフィルーLーセリルーLーチロシルーOー第三ブチルーDーセリルーLーロイシルーLーアルギニルーLープロリル)セミカルバジド (別名ゴセレリン)、その塩類及びそれらの製剤

三十二〜四十六 (略)

四十七 Nー (三ークロロー四ー) (三ーフルオロベンジル) オキシ」フェニルー六ー」五ー (二ー) (メチルスルホニル) エチル」アミノーメチル) フランーニール」キナゾリンー四ーアミン (別名ラパチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

(新設)

「フェニル」ピリミジン—二・四—ジアミン（別名セリチニ
ブ）及びその製剤

五十二 N—（二—クロロ—六—メチルフエニル）—二—
〔六—〔四—（二—ヒドロキシエチル）ペラジン—
—イル〕—二—メチルピリミジン—四—イル—アミノ〕—
—三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名ダサチニ
ブ）及びその製剤

五十三—六十二 （略）

六十三 （十）—（四S）—四・一—ジエチル—四—ヒドロ
キシ—九—〔（四—ピペリジノピペリジノ）カルボニルオ
キシ〕—一H—ピラノ〔三・四′・六・七〕インドリ
ジノ〔一・二—b〕キノリン—三・一四（四H・一二H）
—ジオン（別名イリノテカン）、その塩類及びそれらの製
剤

六十四 N—（三—〔三—シクロプロピル—五—〕〔二—フ
ルオロ—四—ヨードフェニル〕アミノ〕—六・八—ジメチ
ル—二・四・七—トリオキソ—三・四・六・七—テトラヒ
ドロピリド〔四・三—d〕ピリミジン—一（二H）—イル
—フェニル）アセトアミド（別名トラメチニブ）及びその
製剤

六十五 （SP—四—二）—〔（一R・二R）—シクロヘキサ
ン—一・二—ジアミン—κN・κN′〕〔エタンジオア
ト（二—）—κO¹・κO²〕白金（別名オキサリプラチ
ン）及びその製剤

四十八 N—（二—クロロ—六—メチルフエニル）—二—
〔六—〔四—（二—ヒドロキシエチル）ペラジン—
—イル〕—二—メチルピリミジン—四—イル—アミノ〕—
—三—チアゾール—五—カルボキサミド（別名ダサチニ
ブ）及びその製剤

四十九—五十八 （略）

五十九 （十）—（四S）—四・一—ジエチル—四—ヒドロ
キシ—九—〔（四—ピペリジノピペリジノ）カルボニルオ
キシ〕—一H—ピラノ〔三・四′・六・七〕インドリ
ジノ〔一・二—b〕キノリン—三・一四（四H・一二H）
—ジオン（別名イリノテカン）、その塩類及びそれらの製
剤

（新設）

六十 （SP—四—二）—〔（一R・二R）—シクロヘキサ
ン—一・二—ジアミン—κN・κN′〕〔エタンジオアト
（二—）—κO¹・κO²〕白金（別名オキサリプラチ
ン）及びその製剤

六十六〜七十八 (略)

七十九 ジメタンスルホキシブタン (別名ブスルフアン) 及びその製剤

八十 N―(二―)〔二―(ジメチルアミノ)エチル〕(メチル)アミノ―四―メトキシ―五―〔四―(一―メチル―H―インドール―三―イル)ピリミジン―二―イル〕アミノ―フェニル)プロパ―二―エンアミド (別名オシメルチニブ)、その塩類及びそれらの製剤

八十一 (十)―(四S)―一O―〔ジメチルアミノ)メチル〕―四―エチル―四・九―ジヒドロキシ―H―ピラノ〔三'・四'・六・七〕インドリジノ〔二・二―b〕キノリン―三・一四(四H・一二H)―ジオン (別名ノギテカン)、その塩類及びそれらの製剤

八十二〜百六十八 (略)

六十一〜七十三 (略)

七十四 ジメタンスルホキシブタン (別名ブスルフアン) 及びその製剤

(新設)

七十五 (十)―(四S)―一O―〔ジメチルアミノ)メチル〕―四―エチル―四・九―ジヒドロキシ―H―ピラノ〔三'・四'・六・七〕インドリジノ〔二・二―b〕キノリン―三・一四(四H・一二H)―ジオン (別名ノギテカン)、その塩類及びそれらの製剤

七十六〜百六十二 (略)